皇室事項

信任状捧呈式

十一月二十九日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在メキシコ国特命全権大使クロード・ヘレル・ルーアサンの信任状捧呈式を行われた。

十一月二十九日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ハンガリー国特命全権大使セルダヘイ・イシュトヴァーンの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十九日午前十時二十四分御出門、東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭に御臨席のため、ニッショーホール（港区）へ行幸啓、同十一時二十分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第二項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年十二月一日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第二項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年一月五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　伊貸　正人
生年月日　昭和二十七年十一月十四日
旅券申請上の住所　東京都豊島区北大塚
二、返納すべき旅券
旅券番号　TK一一一四三七二
旅券発行年月日　二〇一〇年一月二十九日
旅券名義人　板倉　正人
三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、東京簡易裁判所から、覚せい剤取締法違反の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されていることから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

北海道開発局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年12月1日

北海道開発局長　高松　泰

1　河川の名称　釧路川水系釧路川
2　廃川敷地等が生じた日　平成23年12月1日
3　廃川敷地等の位置　北海道川上郡弟子屈町字熊牛原野23線西5番6
4　廃川敷地等種類及び面積　土地　27,236.42平方メートル

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、定年延長等の要求に関して、平成23年12月10日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年12月1日

厚生労働大臣　小宮山洋子

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間789円」を「1時間793円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間789円」を「1時間793円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間755円」を「1時間758円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間789円」を「1時間793円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間793円」を「1時間797円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間846円」を「1時間850円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

山梨労働局長　山口　晃

第4号中「1時間789円」を「1時間793円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成23年12月1日

滋賀労働局長　岡崎　直人

第4号中「1時間732円」を「1時間736円」に改める。